

日本アンチ・ドーピング規律パネル決定

2017-006 事件

競技者氏名： X

競技種目： フェンシング競技

標記事件につき、日本アンチ・ドーピング規律パネルは、当該事件の聴聞パネルの決定に基づき、下記のように決定する。

平成 30 年 3 月 1 日

日本アンチ・ドーピング規律パネル

副委員長 宍戸 一樹



聴聞パネル決定

日本アンチ・ドーピング規程（以下「本規程」という。）8.3.2 項に従って日本アンチ・ドーピング規律パネル委員長により任命された以下の各委員により構成される標記事件の聴聞パネルは、平成 30 年 2 月 13 日に開催された聴聞会（以下「本聴聞会」という。）の結果に基づき、本事件に関して、下記のとおり決定する。

平成 30 年 3 月 1 日

宍戸 一樹 

塚越 克己 

目崎 登 

記

[決 定]

- ・ 本規程 2.1 項の違反が認められる。
- ・ 本規程 9 条及び同 10.8 項に従い、検体採取の日から暫定的資格停止期間の開始日までに獲得された競技者のすべての個人成績（第 70 回全日本フェンシング選手権大会（団体戦）における競技成績を含む。）はいずれも失効し、かつ、上記期間において獲得されたメダル、得点、及び褒賞はいずれも剥奪される。
- ・ 本規程 10.2.2 項、同 10.5.1.1 項及び同 10.11.2 項に従い、平成 29 年 12 月 16 日より 1 年 3 ヶ月（15 ヶ月）間の資格停止とする。

〔理由〕

- 平成 29 年 12 月 16 日に実施された競技会検査（以下「本件競技会検査」という。）において競技者から検出された物質プレドニゾロン及びその代謝物（prednisolone and its metabolite）並びにプレドニゾン（prednisone）は、いずれも 2017 年禁止表国際基準（以下「禁止表」という。）において禁止物質とされている「S9.糖質コルチコイド」に該当するため、本規程 2.1 項に定める「禁止物質」に該当する。これに対して競技者は、B 検体についての分析を要求せず、また、暫定聴聞会及び聴聞会において、上記の結果及びそこに至る手続過程に関しても特段争わなかった。
- そこで、本件においては、競技者について本規程 2.1 項（競技者の検体に、禁止物質又はその代謝物若しくはマーカーが存在すること）の違反が認められ、同 9 条及び同 10.8 項に基づき、検体採取の日から暫定的資格停止期間の開始日まで獲得された競技者のすべての個人成績（第 70 回全日本フェンシング選手権大会（団体戦）における競技成績を含む。なお、当該選手権大会において検体が陽性となった競技会を以下「本件競技会」という。）はいずれも失効し、かつ、上記期間において獲得されたメダル、得点、及び褒賞（もしあれば）はいずれも剥奪されると考えるのが相当である。
- また、上記検出物質は「禁止物質」に該るものである一方で、禁止表における「特定物質」でもあるところ、公益財団法人日本アンチ・ドーピング機構（以下「JADA」という。）担当者、競技者本人及び競技者が所属する A 大学フェンシング部 B 監督の各証言、競技者から提出された平成 30 年 2 月 13 日付上申書、JADA から提出された各証拠書類（ドーピング・コントロール・フォーム、日本アンチ・ドーピング機構 TUE 委員会の各判定書、競技者名義にかかる治療使用特例（TUE）申請書式及び上記 TUE 委員会による審議結果の通知書等）並びに本聴聞会の全趣旨によれば、以下の各事実が認められる。
 - (1) 今回検出されたプレドニゾロン及びその代謝物（prednisolone and its metabolite）並びにプレドニゾン（prednisone）は、競技者がかねてより継続治療を行っていた疾患のために医師から処方され、服用していた治療薬であったプレドニン（プレドニゾロン）（以下「本件治療薬」という。）に起因するものである。この点、JADA は、競技者による本件治療薬の使用が本規程 10.2.3 項における意味での「意図的」であった旨の主張・立証は行っておらず、実際にもかかる事実は認められない。
 - (2) この点、競技者は、本件治療薬については競技者が高校在学中であった平成 26 年 11 月に上記疾患の診断を受けて以降、継続的に服用していたものである旨主張しているところ、競技者は実際に日本アンチ・ドーピング機構 TUE 委員会（以下「TUE 委員会」という。）に対して治療使用特例（TUE）の申請も行い、平成 27 年 10 月 7 日付で本件治療薬の服用について TUE 委員会の承認を取得している。しかるに、競技者は、当該承認が翌年 6 月 30 日に失効して以降も、有効な治療使用特例（TUE）を取得することなく競技大会等への参加を繰り返し、本件競技会において自己の検体から禁止物質が検出されるに至ったものである。

競技者が参加した本件競技会の開催要項第 17 項においては、本件競技会が本規程に基づくドーピング検査対象大会である旨が明記されると共に、同要項において引用された JADA のウェブサイトにおいて、国内の治療使用特例（TUE）事前申請が必要な競技大

会一覧として本件競技会が明示的に記載されていることからすれば、本件治療薬を服用中であつたにもかかわらず治療使用特例（TUE）の申請を行わずに本件競技会に出場した本件の競技者には、禁止物質の使用につき過誤又は過失が全くなかつたということとはできない。

- (3) その一方で、競技者がこれまで有効な治療使用特例（TUE）を取得せずに競技大会に出場し続けていたことに関する競技者の過誤の程度の評価に際しては、競技者が置かれていた環境等に鑑みると多少なりとも斟酌すべき事情が存在する。
- (i) まず、本件の競技者による最初の治療使用特例（TUE）の申請は、競技者が高校在学中に海外の大会に出場する機会を与えられたことを受け、競技者の両親において治療使用特例（TUE）の必要性に気づいたことがその契機となったというものであり、その際には競技者の両親が競技者を援けて申請を行っている。その後、競技者が大学に入学した後の平成 28 年 6 月 30 日に上記の治療使用特例（TUE）が失効したが、同年 10 月 1 日にブルガリアにて行われた国際大会への参加の機会を得たことを受け、同年 9 月に改めて治療使用特例（TUE）を今度は独力で申請している（当該申請は同月 5 日に TUE 委員会によって受理されている。）。もっとも、当該申請については、同月 8 日付けで書類に不備がある旨の通知が TUE 委員会から競技者宛になされており、その後は書類の追完がなされないまま本件競技会を迎えている。
- (ii) 本聴聞会において、競技者は、治療使用特例（TUE）については国際大会に出場する際においてのみ必要となると一貫して誤解していた旨供述している。この点、JADA から提出された DCO Report Form 及び JADA ドーピング検査補足報告書によれば、競技者は、本件競技会検査の時点においては、治療使用特例（TUE）の承認がないことを認識した状態で本件競技会に参加したことを窺わせる旨の供述を行っているが、当該供述について競技者は、競技会検査の通告を受け自身がドーピング検査の対象となることを認識した時点において、本件競技会においても治療使用特例（TUE）が必要であつたという事実にはじめて具体的に気づいたとも述べている。競技者のかかる供述については、本件治療薬の処方履歴や競技者による過去の治療使用特例（TUE）の申請の経緯にも符合するものであり、また JADA においてもかかる競技者が主張する一連の事実経過については特段争っていない。
- (iii) そのため、競技者が上述のとおり治療使用特例（TUE）に対して誤った事実認識を有していたという事実につき、競技者において求められる証明の程度である「証拠の優越」（本規程 3.1 項）の基準を超えた証明が競技者によってなされていると判断することも不可能ではないと思われるが、本件においてはむしろ、競技者が治療使用特例（TUE）の内容を正しく理解し、又はその重要性を明確に認識することが可能な環境に競技者が置かれていなかったという事実をより重要視すべきであると考えらる。
- すなわち、本件の競技者は 19 歳であり、本規程における「18 歳未満の者」には該当しないものの、わが国においてはなお「未成年者」として扱われ、一般的に

社会生活を営む上での知識・経験において成年には及ばないものとして、これとは異なった規律に服することが相当であると考えられているところ、これに加えて、本件の競技者は、今般、初めてドーピング検査を受けるまでアンチ・ドーピングに関する教育・注意喚起を受ける環境に置かれていたとは必ずしもいい難い状況にあった。この点、確かに本件の競技者は、過去において有効な治療使用特例（TUE）申請を行った経緯こそ有するものの、当時競技者はわずか 17 歳であり、親権者による支援の下で申請を行ったものであって、成年と同じレベルでアンチ・ドーピングの規律に精通することを求めるには酷であったと言え、また、大学入学後においても、本件の競技者が所属していたチームや出場大会の運営組織からアンチ・ドーピングに関する組織的な啓発・教育・研修を受けたことを窺わせる事情は存在しない。また、本件の競技者の親権者においても、上述の治療使用特例（TUE）申請を除いては競技者の競技活動に積極的に関与していた事実までは認められず、アンチ・ドーピング規則違反を回避するための情報収集やリスク管理について親権者の責めに帰すべき事由も特段見当たらず、これらの点も勘案すると、上記(2)記載のとおり、競技者には過誤又は過失がないと認めることはできないものの、重大な過誤又は過失はなかったと認めることはできる。

本件においてアンチ・ドーピング規則違反を回避するために競技者が払うべきであった注意の程度については、他の国内レベルの成年競技者と比較して、自ずと差があつて然るべきであり、かかる判断はわが国における先例（日本アンチ・ドーピング規律パネル/2016-003 号事件）とも整合するものである。

- (iv) もっとも、競技者には過去において一度治療使用特例（TUE）を有効に取得していた事実がある以上は、およそ治療使用特例（TUE）の存在を一切知らされる機会のないままでアンチ・ドーピング規則違反となった事例とはその過誤の程度にはやはり違いがあると言わざるを得ず、また、競技者自身、大学入学以降において、自らが本件治療薬を服用する必要がある旨、或いは過去に治療使用特例（TUE）を申請した事実がある旨を自己の所属するフェンシング部の監督やコーチに対して何ら告げた事実がなかったという点も、過誤の程度の判断にあたっては考慮に入れる必要がある。なお、競技者が過去において治療使用特例（当時の呼称は「治療目的使用に係る除外措置」）を申請せずにアンチ・ドーピング規則違反に問われたわが国の先例としては、日本ドーピング防止規律パネル 2008-001 号事件が存在するが、これは初回の TUE 申請が問題となった事例であるほか、本規程とは異なった制裁措置の枠組みの下での判断であるため、本件とは事案を異にするというべきである。
- (v) なお、競技者は、本件競技会後の競技会検査の際に作成されたドーピング・コントロール・フォームにおいて、本件治療薬を服用している旨を明示的に申告すると共に、新たに治療使用特例（TUE）を TUE 委員会に対して申請し、平成 30 年 2 月 5 日付でその承認を得ている。これらの事情は、競技者の過誤の有無との関係では直接には考慮されるべき事実には該らないが、上記の一連の事情と相俟つて、競技者の「過誤の程度」を判断する根拠の一つとしては斟酌し得ると考えら

れる。

- 以上の各事情及び今回の違反が1回目の違反であることからすれば、本規程 10.5.1.1 項の定めに基づき、競技者の上記の過誤の程度を総合考慮の上で、競技者を1年3ヶ月（15ヶ月）間の資格停止とするのが相当である。
- 本件では、競技者に対し、JADA 担当者による平成 30 年 1 月 25 日の通知以来、本決定に至るまで、本規程 7.9.2 項に基づく暫定的資格停止が課されている（かかる暫定的資格停止に関しては平成 30 年 2 月 13 日に暫定聴聞会が開催されている。）が、本件の場合、競技者は更に、本件競技会検査の時点から一貫して自らのアンチ・ドーピング規則違反について自認していることが認められる。したがって、本件においては、競技者による適時の自認があったものとして、本規程 10.11.2 項により、資格停止期間の開始日は検体の採取の日である平成 29 年 12 月 16 日とする。

以上より、上記の決定をするに至った。

以 上